

個別施設計画【概要版】

類型：河川施設（一般）

1 対象施設

| | | | |
|-------|-------|-------------------------------|-------------------|
| 管理する全 | 377河川 | 1,852km | とし、施設ごとの内訳は次のとおり。 |
| 堤防等 | 両岸延長 | 3,697km | |
| 排水機場等 | 41箇所 | (排水機場3箇所、水門、樋門、樋管、ポンプ、サイフォン等) | |
| ダム | 2基 | | |

2 計画期間

| | |
|-----------|---------------------|
| 堤防等・排水機場等 | 10年間（平成29年度～令和8年度） |
| ダム | 30年間（平成28年度～令和27年度） |

3 対策の優先順位の考え方

| | |
|-------|---|
| 堤防等 | 河道形態（築堤、堀込等）及び流下能力や背後地の状況を踏まえた河川の重要度別に、点検結果に基づく損傷度を総合的に評価し、優先順位を決定する。 |
| 排水機場等 | 点検結果に基づく施設の健全度や致命・非致命機器区分、設置後の経過年数、交換部品の製造・供給状況を総合的に評価し、優先順位を決定する。 |
| ダム | 設備の機能低下によりダムの洪水調節機能に与える影響度に応じて管理レベルを設定して点検結果や維持管理記録等に基づく施設の健全度を総合的に評価し、優先順位を決定する。 |

4 個別施設の状態等

| | |
|-------|---|
| 堤防等 | 健全度 D（措置）0km(0%)、健全度 C（予防保全）1.2km(0.1%)、健全度 B（要監視）7.2km(0.1%)、健全度 A(異状なし)3,688km(99.8%) |
| 排水機場等 | 措置段階「×」0箇所(0%)、予防保全段階「△1,2」17箇所(41%)、要監視段階「△3」11箇所(27%)、健全「○」13箇所(32%) |
| ダム | 予防保全（重点状態監視）2基（100%） |

5 対策内容と実施時期

| | |
|-------|---|
| 堤防等 | 既に発生している変状箇所（健全度 c,d）を対象に近5年間で補修 早期保全が必要な状態の変状（健全度 c）を対象に予防保全的に補修 |
| 排水機場等 | 予防保全（致命的機器）：通常操作時において機器等が故障しないように、健全度「×」に至らない段階で整備・更新 事後保全（非致命的機器）：可能な限り継続使用し、健全度「×」に至った段階で取替・更新 |
| ダム | 予防保全（重点状態監視）：劣化や損傷によりダムの洪水調節機能を低下させる可能性があり、定期的な点検や調査による施設の状態監視を行い、必要に応じて更新・対策 |

6 対策費用

| | |
|---------|--------------------------|
| 堤防等 | 約25億円／年（平成29年度～令和元年度の平均） |
| 排水機場等 | 約1億円／年（平成29年度～令和元年度の平均） |
| ダム | 約3億円／年（平成29年度～令和元年度の平均） |
| 河川施設（計） | 約29億円／年 |

個別施設計画【概要版】

類型：河川施設（海岸）

1 対象施設

護岸等 延長64.1km（うち港湾海岸50.3km、建設海岸13.8km）

2 計画期間

護岸等 10年間（平成29年度～令和8年度）

3 対策の優先順位の考え方

護岸等 点検結果に基づく劣化判定を行うとともに、施設の建設年次、背後地の利用状況、景観・環境条件、利用状況等を含めて総合的に評価し、優先順位を決定する。

4 個別施設の状態等

【港湾海岸】

護岸等 Aランク（要事後保全）20.4km(40%)、Bランク（要予防保全）9.5km(19%)、
Cランク（要監視）14.5km(29%)、Dランク（問題なし）5.9km(12%)

【建設海岸】

護岸等 Aランク（要事後保全）0km(0%)、Bランク（要予防保全）7.7km(56%)、
Cランク（要監視）5.8km(42%)、Dランク（問題なし）0.3km(2%)

※施設を一定区間に区切って評価しており、実際の損傷延長と異なる。

5 対策内容と実施時期

護岸等

事後保全段階：従来の「対処療法的な補修」の考え方を踏襲するものであるが、日常パトロールや地域住民からの通報等による情報の収集・整理・伝達を強化し、損傷状況等の早期把握と緊急性に応じた迅速で確実な処置を行う。

予防保全段階：点検を実施し、波浪等により措置が必要な変状が生じた箇所は速やかに補修を実施するとともに、変状は優先順位に基づき、対策を実施する。

6 対策費用

護岸等 約2億円/年（平成29年度～令和元年度の平均）